

「尼崎市場直送店認証登録制度」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、尼崎市公設地方卸売市場（以下「尼崎市場」という。）から、生鮮食料品等を仕入れている飲食店及び量販店を含む小売店等（以下「飲食店等」という。）を「尼崎市場直送店（以下「直送店」という。）」として登録し、広く周知・紹介することにより、尼崎市場の認知度等の向上及び利用促進を図るとともに、直送店の知名度向上に繋げ、尼崎市場経由の生鮮食料品等の消費拡大につなげることを目的として尼崎市が実施する「尼崎市場直送店認証登録制度（以下「登録制度」という。）」の申請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第2条 尼崎市は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす飲食店等について、直送店として登録する。

- (1) 尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成18年尼崎市条例第60号）に規定する卸売業者、仲卸業者、指定事業者及び関連事業者（以下「場内事業者」という。）から青果物などの生鮮食料品等（以下「尼崎市場食材」という。）を継続して仕入れていること（新たに取引を開始する飲食店等については要相談とする。）。
- (2) 食品衛生法等の必要な許認可を受けていること。
- (3) 次条各号に掲げる取組に協力できる飲食店等であること。
- (4) 場内事業者との取引に係るトラブルのほか、登録制度の運用及び第4条第3号に規定する取組やイベントを実施するにあたり、その遂行に支障をきたすような紛議、争訟及び係争等の事案等を有していない事業者であること。
- (5) 直送店の店舗又は店舗の代表者、役員及び従業員が、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（直送店の取組内容）

第3条 登録制度に申請する直送店は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 尼崎市が交付する直送店認証登録証（以下「登録証」という。）及びステッカー等の広報資材を店舗に掲示するなど、尼崎市場及び登録制度の周知に努めること。
- (2) 尼崎市場食材を使用していることが消費者に分かるように周知すること。
- (3) その他、尼崎市場の認知度等の向上及び利用促進に係る取組の協力に努めること。

（尼崎市の取組内容）

第4条 尼崎市は、直送店に対して、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 尼崎市及び尼崎市場ホームページ等（以下「ホームページ等」という。）で紹介し、周知する。
- (2) 登録証の交付及びステッカー、のぼり旗等の広報資材を貸与する。
- (3) その他、直送店の認知度等の向上及び利用促進に係る取組やイベント等の実施に努めること。

(場内事業者の取組内容)

第5条 場内事業者は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申請をしようとする飲食店等から、仕入の確認に関する依頼があった場合、当該事実を確認のうえ、申請書の所定欄にその旨を記載すること。
- (2) 直送店の拡大に向け、登録制度及びその他尼崎市場が実施する市場のPRに関する取組について、積極的な周知に努めること。

(申請及び登録)

第6条 登録制度に申請しようとする飲食店等(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める書類を「尼崎市場直送店認証登録制度」登録申請書(様式第1号)に添えて提出するものとする。

なお、申請者は申請した時点で、申請書に記載した店舗名、店舗区分、店舗所在地、店舗電話番号、店舗ホームページなどの店舗情報のほか、主な仕入れ食材その他必要な事項について、ホームページ等その他広報物へ掲載することについて、承諾したものとする。

- (1) 営業許可書の写し
 - (2) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、第2条第1号に規定する継続した仕入れに関して、場内事業者が確認し、記載されたものを提出しなければならない。
- 3 尼崎市は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録の要件を満たすと認めた場合には、登録店名簿へ掲載するとともに、申請者に対して「尼崎市場直送店認証登録制度」登録通知書(様式第2号)及び登録証(様式第3号)、ステッカーの交付等を行うものとする。
- 4 尼崎市は、第2条各号に掲げる要件を満たさないと認められる場合、申請者に対して「尼崎市場直送店認証登録制度」不登録通知書(様式第4号)を交付する。

(登録情報の変更等)

第7条 申請者は、様式第1号に記載した事項に変更が生じた場合(廃業等による登録終了を希望する場合を含む。)は、「尼崎市場直送店認証登録制度」変更届(様式第5号)に変更内容を記載し、速やかに提出しなければならない。

なお、店舗名に変更があった場合、尼崎市は、新たな店舗名を記載した登録証を再度交付するものとし、登録終了を希望する場合、申請者は、速やかに登録証及びステッカー等を尼崎市に返還等するものとする。

- 2 尼崎市は、前項に規定する書類の提出があった場合、その内容を確認し、申請者に対して「尼崎市場直送店認証登録制度」変更通知書(様式第6号)又は「尼崎市場直送店認証登録制度」登録終了通知書(様式第8号)を交付するものとし、登録終了を希望した場合は、登録店名簿及びホームページ等から削除するものとする。

(登録の取消し)

第8条 尼崎市は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときその他市長が必要と認めるときは、登録を取消し、登録店名簿及びホームページ等から削除するものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合

- (2) 正当な理由なく長期間休業し、営業再開の見込みがない場合、又は、営業していないことの事実が確認できた場合
- (3) 信用失墜行為を行うなど、登録制度において適当でないと尼崎市が判断した場合
- 2 尼崎市は、登録を取消した場合、直送店に「尼崎市場直送店認証登録制度」登録取消通知書（様式第7号）を送付するものとする。
- 3 登録を取消された直送店は、速やかに登録証及びステッカー等を尼崎市に返還等しなければならない。

（情報利用に関する責任）

- 第9条 第三者がホームページ等に掲載された情報を利用したことによる発生したトラブル等については、当該利用者と申請者との間で解決するものとし、尼崎市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 登録の取消しにより申請者に損害が生じた場合について、尼崎市は一切責任を負わないものとする。

（施行の細目）

- 第10条 この要綱に規定するもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年9月12日から施行する。

【様式第 1 号】

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 あて

【申請者（法人であるときは代表者氏名も記載）】

住所（所在地）

氏名又は名称

「尼崎市場直送店認証登録制度」登録申請書

「尼崎市場直送店認証登録制度」実施要綱第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、誓約事項に誓約したうえで、次のとおり申請します。

1 店舗名等（必要事項を記載し、該当する項目に☑を記載）

店舗名※				
店舗区分※	☐ 飲食店 ☐ 居酒屋 ☐ 和食 ☐ 洋食 ☐ フレンチ ☐ イタリアン ☐ 中華 ☐ カフェ・喫茶 ☐ バー ☐ その他（ ）			
	☐ 小売店 ☐ 量販店 ☐ その他（ ）			
店舗所在地※	〒 ー ー 市			
店舗電話番号※	Tel ー ー			
営業時間※	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
定休日※				
店舗ホームページ※	https://			
主な仕入れ先	☐ 青果部 店舗名：			
	☐ 水産物部 店舗名：			
	☐ 指定事業者 店舗名：			
	☐ 関連事業者 店舗名：			
主な仕入れ食材※				
自店のPRについて （50文字程度）※				
担当者等	所 属		担当者名	
	電話番号		F A X	
	E メール			

注意：※印に記載の内容については、ホームページ等その他広報物へ掲載することとしますので、
ご了承のうえ、ご記載ください。

提出：郵送、持ち込みのほか、メール（ama-shijoh@city.amagasaki.hyogo.jp）でも申請可能
（裏面に続く）

2 仕入れ確認欄（場内事業者記載欄）

「尼崎市場直送店認証登録制度」実施要綱第5条第1号の規定に基づき、申請者が、当社（当店）から継続して仕入れをしている飲食店等であることを認めます。

仕入頻度	☐ 毎日	☐ 毎週	☐ 毎月
	☐ 数か月に1回	☐ 半年に1回	
場内事業者名	☐ 青果部 ☐ 水産物部 ☐ 指定事業者 ☐ 関連事業者		
担当者			
連絡先			

3 誓約事項

尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号、以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じ、暴力団の排除に協力するとともに、下記のとおり誓約します。

- (1) 私（法人の場合はその役員等を含む。以下同じ。）は、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者、若しくはそれらの利益となる活動を行う者に該当しない。
- (2) 上記(1)の該当の有無を確認するため、尼崎市長から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出する。
- (3) 私は、本誓約書及び役員名簿等を尼崎市長が兵庫県警本部に提出すること、また、提出されたことに一切の異議等を述べない。

以 上

【様式第2号】

尼 市 管 第 号
令 和 年 月 日

【申請者】 様

尼崎市長 ○ ○ ○ ○ ⑤

「尼崎市場直送店認証登録制度」登録通知書

尼崎市場直送店認証登録制度実施要綱第6条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日付
で提出があった登録申請書のとおり、尼崎市場直送店として貴店を登録しましたので、通知します。

【送付物一式】

- | | | |
|---|----------|------|
| 1 | 直送店認証登録証 | 1枚 |
| 2 | ステッカー | 1枚 |
| 3 | のぼり什器 | 1セット |

以 上

【様式第3号】



尼崎市場直送店認証登録証

〇〇飲食店

貴店は尼崎市場直送店認証登録要件を満たし、
尼崎市場からの直送店舗と認め、認証登録
されたことをここに証します

登 録 日：令和 年 月 日

登 録 番 号：第 号

市場キャッチフレーズ
「アマが好き！ええもん市場！」



オサカーナ キャベット アマッチ

市場のマスコットキャラクター「アマフレッシュ」

尼崎市公設地方卸売市場

開設者 尼崎市長 〇〇 〇〇

【様式第 4 号】

尼 市 管 第 号
令 和 年 月 日

【申請者】 様

尼崎市長 ○ ○ ○ ○ ⑤

「尼崎市場直送店認証登録制度」不登録通知書

尼崎市場直送店認証登録制度実施要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、令和 年 月 日付
で提出があった登録申請書について、下記の理由により尼崎市場直送店として貴店を登録すること
ができませんでしたので、通知します。

【不登録理由】

.....
.....
.....
以 上

【様式第 5 号】

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 あて

【申請者（法人であるときは代表者氏名も記載）】

住所（所在地）

氏名又は名称

「尼崎市場直送店認証登録制度」変更届

「尼崎市場直送店認証登録制度」実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届出します。

1 届出内容（該当する項目に☑を記載）

☐ 店舗名等登録内容の変更（下記該当項目に☑を記載し、内容を記載） ☐ 登録の終了

2 店舗名等（該当する項目に☑を記載し、必要事項を記載）

☐ 店舗名※				
☐ 店舗区分※	☐ 飲食店 ☐ 居酒屋 ☐ 和食 ☐ 洋食 ☐ フレンチ ☐ イタリアン ☐ 中華 ☐ カフェ・喫茶 ☐ バー ☐ その他（ ）			
	☐ 小売店 ☐ 量販店 ☐ その他（ ）			
☐ 店舗所在地※	〒 ー 市			
☐ 店舗電話番号※	Tel ー ー			
☐ 営業時間※	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
☐ 定休日※				
☐ 店舗ホームページ※	https://			
☐ 主な仕入れ先	☐ 青果部 店舗名：			
	☐ 水産物部 店舗名：			
	☐ 指定事業者 店舗名：			
	☐ 関連事業者 店舗名：			
☐ 主な仕入れ食材※				
☐ 担当者等	所 属		担当者名	
	電話番号		F A X	
	E メール			

注意：※印に記載の内容については、ホームページ等その他広報物へ掲載することとしますので、
ご了承のうえ、ご記載ください。

【様式第 6 号】

尼 市 管 第 号
令 和 年 月 日

【申請者】 様

尼崎市長 ○ ○ ○ ○ ⑤

「尼崎市場直送店認証登録制度」変更通知書

尼崎市場直送店認証登録制度実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 年 月 日付
で提出があった変更届のとおり、貴店の登録情報を更新しましたので、通知します。

【送付物】

☐ 直送店認証登録証 1 枚

以 上

【様式第 7 号】

尼 市 管 第 号
令 和 年 月 日

【申請者】 様

尼崎市長 ○ ○ ○ ○ 印

「尼崎市場直送店認証登録制度」登録取消通知書

尼崎市場直送店認証登録制度実施要綱第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の理由により尼崎市場直送店として貴店の登録を取り消しましたので、通知します。

【取消理由】

.....
.....
.....
以 上

【様式第 8 号】

尼 市 管 第 号
令 和 年 月 日

【申請者】 様

尼崎市長 ○ ○ ○ ○ 印

「尼崎市場直送店認証登録制度」登録終了通知書

尼崎市場直送店認証登録制度実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により尼崎市場直送店として貴店の登録を終了しましたので、通知します。

【終了理由】

.....
.....
.....
以 上